

# 石川県公報

平成 28 年 5 月 23 日 (月曜日)

号 外

(第 46 号)

## 目 次

### 選挙管理委員会

○石川県公職選挙運動実施規則の一部を改正する規則

1

## 選挙管理委員会

石川県公職選挙運動実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年五月二十三日

石川県選挙管理委員会

### 石川県選挙管理委員会規則第一号

石川県公職選挙運動実施規則の一部を改正する規則

石川県公職選挙運動実施規則（昭和三十年石川県選挙管理委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第二項中「及び専ら手話通訳」を「専ら手話通訳のために使用する者及び専ら法第百九十七条の二第二項の要約筆記」に改める。

#### 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の石川県公職選挙運動実施規則の規定は、この規則の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この規則の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

